伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会規約

（名称）

第１条　協議会の名称は、伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、安心して暮らせる持続可能な地域を形成し、大都市圏への人口流出による地方圏の人口減少を食い止める国の定住自立圏構想の下、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う伊賀市及び伊賀市と連携する意思を有する市町村（以下「連携市町村」という。）が、役割分担と相互の連携協力の下に行う取組等について協議し、圏域全体の活性化と魅力ある地域を形成することを目的とする。

（連携市町村）

第３条　協議会は、伊賀市、笠置町、南山城村、山添村及び名張市をもって構成する。

（所掌事務）

第４条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）定住自立圏の形成に関する協議及び調査に関すること。

（２）定住自立圏推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務次官通知。以下「要綱」という。）第５の規定に基づく定住自立圏形成協定に関すること。

（３）要綱第６の規定に基づく定住自立圏共生ビジョンに関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第５条　協議会は、連携市町村の長をもって組織する。

（会長）

第６条　会長は、伊賀市長がこれにあたる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（副会長）

第７条　副会長は、毎年度、最初の会議で会長が指名する委員をもって充てる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

３　委員が会議を欠席するときは、当該委員の指名する者が代理して会議に出席することができる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

５　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（幹事会）

第９条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。

３　幹事会は、連携市町村の広域行政主管担当部局の者をもって構成する。

４　幹事会に幹事長を置き、伊賀市広域行政主管部長がこれにあたる。

５　幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

（部会）

第10条　幹事会に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会は、担任事項について調査研究及び立案にあたる。

３　部会は、担任事項に関係ある連携市町村の職員をもって構成する。

４　部会に部会長を置き、部会長は、幹事長が指名したものがこれにあたる。

５　部会で調査研究及び立案した事項は、速やかに幹事会に報告しなければならない。

（事務局）

第11条　協議会の事務を処理するため、伊賀市に事務局を置く。

（その他）

第12条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附　則

この規約は、平成28年６月16日から施行する。

附　則

この規約は、平成31年４月23日から施行する。

附　則

この規約は、令和元年10月８日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年５月25日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年10月22日から施行する。